

3D モデル制作サービス約款

第1条 (総則)

1. 輝日株式会社（以下「当社」という）は、本約款および提供仕様書（以下併せて「本約款」といいます）に基づき契約（以下その契約を「利用契約」と言い、当社と利用契約を締結したものを「利用者」といいます）を締結の上、3D モデル制作サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条 (3D モデル制作サービス)

1. 本サービスは、当社が利用者より提出を受けた資料に基づき3D モデルを制作するサービスです。
2. 当社は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者へ委託できるものとします。

第3条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を改定することがあります。すでに締結された利用契約にも改定後の本約款が適用されるものとします。
2. 当社は、本約款を改定する場合は、改定する7日前までに電子メールの送信もしくは当社 Web サイトに掲載することにより利用者に通知するものとし、いずれの方法によるかは当社が選択できるものとします。

第4条 (料金等)

1. 利用者が当社に支払うべき金額は、利用料金並びに当該利用料金支払いに対して課される消費税および地方消費税相当額（以下、「消費税等」といいます）の合計額（以下「料金」といいます）とします。法改正により、消費税等に関する税率の変更があった場合の当該利用料金支払いに対して課される消費税等相当額の算定は、変更後の税率によるものとします。料金は、日本円で表示され、日本円で決済されます。
2. 本サービスの利用料金は以下のとおり構成されるものとします。
 - (ア) 着手金：本サービスの提供着手にかかる料金
 - (イ) 残金：本サービスの提供料金から着手金を除いた額
 - (ウ) 追加費用：第16条に基づき発生した料金
3. 本サービスの利用料金額または料金額は、当社所定の見積書に掲載することとします。
4. 本サービスの利用料金額は、利用契約締結時の利用料金に従うものとします。

第5条 (料金の支払い)

1. 利用者は前条に基づく料金について、当社の請求に基づき、請求時に定められた期限内に遅延なく支払うものとします。
2. 利用者が前項の約定期間を過ぎても支払わない場合、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対して年率14.5%を乗じた計算をした金額を支払うものとします。
3. 支払いにあたり手数料がかかる場合、手数料は利用者の負担とする。

第6条 (契約の申込み)

1. 利用者は、本約款に同意の上、当社指定の方法にて申し込みを行うものとし、当該申し込みに対する当社の了解をもって利用契約の成立とします。なお、当社は、当社が必要と判断した場合には届出事項の各種確認書類の提示を求めることができるものとし、

第7条 (契約の条件)

1. 利用契約の申し込みを行うためには、次の各号に定める条件を全て満たしているものとします。
 - (ア) 本約款の内容全てに同意していること
 - (イ) 利用者が申し込み時に届け出た内容に不備がないこと
 - (ウ) 提供仕様書に定められた要求事項が満たされていること

第8条 (解除)

1. 当社が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、利用者は、当社に通知することにより本サービスの全部または一部を解除することができるものとし、また、利用者が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、利用者は当然当社に対する全債務の期限の利益を喪失し、当社は、何らの催告を要しないで本サービスの全部または一部を解除することができ、または解除しないで一時に債務残額全部の履行を求め、その完済までの間、本サービスを停止することができます。
 - (ア) 本約款の条項のいずれかに違反し、当社から相当の期間を定めて是正を要請されたにも関わらず期間内に違反を是正しなかった場合
 - (イ) 差押、仮差押、もしくは仮処分命令を受け、又は競売の申し立て、若しくは滞納処分を受けた場合
 - (ウ) 合併によらない解散決議を行った場合
 - (エ) 支払いの停止、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続き開始、若しくは特別清算開始の申し立てがあった場合
 - (オ) 自己振出若しくは自己引受の手形又は自己振出の小切手が不渡りとなった場合
 - (カ) 当社名誉、信用を失墜させ若しくは当社に重大な損害を与えた場合、又はその虞がある場合
 - (キ) 利用者の資産、信用、支払い能力などに変更が生じたことにより、当社に重大な損害を与えた場合、又はその虞がある場合

第9条 (機密保持義務)

1. 利用者及び当社は、文書、口頭及び媒体、物品を問わず、相手方から開示を受けた機密情報を善良なる管理者の注意をもって機密として保持するものとし、そのために必要な合理的な措置を講じなければならない。また、自らの役員・従業員のうち、機密情報を知る必要のある者、弁護士その他法令上守秘義務を負うものを除き、機密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 利用者及び当社は、事前に相手方の書面による承諾を得たうえで、それぞれの責任において機密情報等を自己の関連会社に対して開示することができる。

第10条 (知的財産権)

1. 本サービスの利用により利用者に提供される成果物については提供仕様書に定める通りとし、

す。

2. 成果物の所有権及び著作権その他の知的財産権は、本サービスの提供にかかる料金額の完済を以って当社から利用者に移転するものとします。
3. 成果物以外の中間生成物等の所有権及び著作権その他の知的財産権については当社に帰属するものとします。

第11条 (第三者の権利に関する保証)

1. 利用者は、本サービスの利用のために当社に提供した資料その他のデータが第三者の知的財産権等いかなる権利も侵害していないことを保証するものとします。
2. もし、第三者の知的財産権を侵害したとしてトラブルが生じた場合、全て利用者の責任において解決するものとする。

第12条 (資料の提供)

1. 利用者は、当社に対し提供仕様書に定めた資料を契約後遅延なく提出するものとする。
2. 前項の資料の提出が遅延した場合、遅延日数分納期を延長するものとする。又、当社が催促しても2ヶ月以上にわたり資料の提出がなく製作への着手ができない状態が続いた場合、当社は本契約を解約できる。その場合、利用者は解除した時点での見積書記載の各段階に応じた料金を支払う義務を負う。

第13条 (再現度)

1. 当社は3Dモデルの制作にあたり利用者から提供を受けた資料を再現する努力を行うものとする。
2. ただし、以下のいずれかに該当する場合、当該箇所の再現を行わないことがある
(ア) 技術的事由等により再現が困難である場合
(イ) 使用ソフトウェアの制限により再現が困難である場合
(ウ) 立体構造の破綻が見られる場合
(エ) その他、当社が再現困難であると判断した場合
3. 利用者は3Dモデルの資料再現度について、当社に重大な過失がある場合を除き、異議を申し立てることはできない。

第14条 (納品)

1. 納品期日は着手日から起算するものとし、日数は提供仕様書に定めた通りとする。
2. 利用者は、当社から成果物の納品を受けてから7日以内に納品確認を行い、結果を当社に通知するものとする。確認結果の通知が当社に到着した日を受け渡し完了日とする。7日以内に通知がない場合、納品確認が完了し受け渡しが完了したものとみなす。

第15条 (修正)

1. 当社から利用者へ提供される、納品された成果物の修正は提供仕様書に定める回数及び期間に限定される。
2. 前項の限定範囲に収まらない修正は別途有償での修正とする。

第16条 (追加費用)

1. 前条の修正やその他資料の改定等製作内容の変更を行った場合、当社は利用者に対して追加費用を請求できるものとする。

2. 当社は追加費用が発生する場合は事前に利用者に対してその金額を通知しなければならない。

第17条 (製作者表記)

1. 本サービスの利用により利用者に提供される成果物を利用者が利用する場合、利用者は製作者として「輝日株式会社」又は当社と協議の上決定した製作者名を表示することができる。

第18条 (製作事実の公表)

1. 利用者に対して本サービスを提供した事実を当社は公表することができるものとする。
2. 前項の公表のために当社は成果物を利用することができる。

第19条 (納品後の保証)

1. 受渡完了日後は、当社が納品した成果物に関して、次条記載の瑕疵を除き、当社はいかなる保証も行わず、成果物に起因して利用者が受けた損害および利用者が第三者からの賠償請求された損害について、当社は一切責任を負わないものとする。

第20条 (瑕疵修補義務)

1. 当社は、納品した成果物に隠れた瑕疵が発見されたときはその修補の義務のみを負うものとし、当該瑕疵が原因で生じた利用者の損害についての当社の責任は免責されるものとする。なお、瑕疵担保期間は、受渡完了日から起算して1か月間とする。

第21条 (反社会勢力の排除)

1. 利用者は、当社に対し、利用契約の締結時において、利用者(利用者が法人の場合は、代表者、役員、又は実質的に経営を支配する者を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 利用者は、当社が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、当社の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と当社が判断する資料を提出しなければならない。

第22条 (反社会勢力を理由とする契約解除)

1. 当社は、利用者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、利用契約を即時解除することができる。
2. 当社が、前項の規定により、利用契約を解除した場合には、当社はこれによる利用者の損害を賠償する責めを負わない。
3. 利用契約を解除した場合、当社から利用者に対する損害賠償請求を妨げない。

第23条 (協議)

1. 本規約に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた事項については、利用者及び当社は誠意をもって協議の上、これを円滑に解決するものとする。

第24条 (個人情報保護)

1. 当社は、利用者の個人情報の収集、利用、提供及び公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)の遵守徹底を図り、当社の「プライバシーポリシー」(当社のWebサイト参照のこと。以下「プライバシーポリシー」という。)に従い、適切に実施します。

第25条 (根拠法)

1. 本約款及び利用契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。また、利用者及び当社は、本約款に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所都することに合意します。

(2019年6月1日制定)

提供仕様書

VRoid モデル作成サービス	
モデリングソフトウェア	VRoid Studio
動作確認ソフトウェア	バーチャルキャスト/3tene/FaceVTuber のうちいずれか一つを選択
納品成果物	VRM ファイル
納期日数	通常：2ヶ月 お急ぎ：1ヶ月 特急：2週間
修正	修正に要する期間が2週間以内の修正を2回まで
技術制約	VRoid Studio 技術仕様による

3D プリンタ用モデル作成サービス	
納品成果物	STL ファイル
納期日数	通常：2ヶ月 お急ぎ：1ヶ月 特急：2週間
修正	修正に要する期間が2週間以内の修正を2回まで